

第 12 回緑区中山町住居表示検討委員会

日時:平成 29 年 10 月 17 日(火)

午後 3 時から

会場:中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 町界変更に関する地元説明会の案内チラシについて

資料 1

(2) 町界変更に関するアンケートチラシについて

資料 2

3 次回以降の検討委員会について(日程調整)

4 閉会

緑区中山町住居表示実施に伴う 町境変更案に関する地元説明及び意見交換会について

緑区中山町では、平成30年、31年での実施を目標に、住居表示実施の検討を行っています。

皆様がお住まいの区域（裏面参照）については、中山町と寺山町の境界が外観から分かりにくいこともあり、今回の住居表示実施を機に、中山駅南口ロータリーから中山駅南口入口交差点を結ぶ道路へ、町境を変更することについて検討しています。

つきましては、詳細についての説明及び意見交換の場を下記の通り設けましたので、是非ご参加ください。

今回ご参加が難しい場合でも、平成30年1月に意見募集のご案内を行います。その際にご意見をお寄せください。

【開催日時・会場】

日にち	時間	場所	定員
12月13日（水）	18時～	緑公会堂（講堂） 所在地：緑区寺山町118（緑区総合庁舎内）	508名
12月16日（土）	14時～	みどり一む（大会議室） 所在地：緑区中山町93-1（裏面参照）	40名

※ご参加の際の申込は不要です（先着順）

※会場へのお車でのご来場は、ご遠慮ください。

◇説明及び意見交換会の内容

当日は、まず町境変更の考え方について横浜市から説明を行います。その後、参加者からの質疑応答を含め、本件についてご自由に発言していただく予定です。

◇説明会参加対象者

本チラシが届いている方が、参加対象者となります。

- ・町境変更によって町名が変わる可能性がある寺山町の方々
（裏面の図中青色の区域）
- ・町境変更しない場合、住居表示を保留する可能性がある中山町の一部の方々
（裏面の図中緑色の区域）

【お問い合わせ先】

○ 横浜市市民局窓口サービス課

担当者：関（せき）、藤（ふじ）

電話：671-2320

FAX：664-5295

Eメール：sh-juukyo@city.yokohama.jp

○ 緑区役所区政推進課

担当者：山下、源馬（げんま）

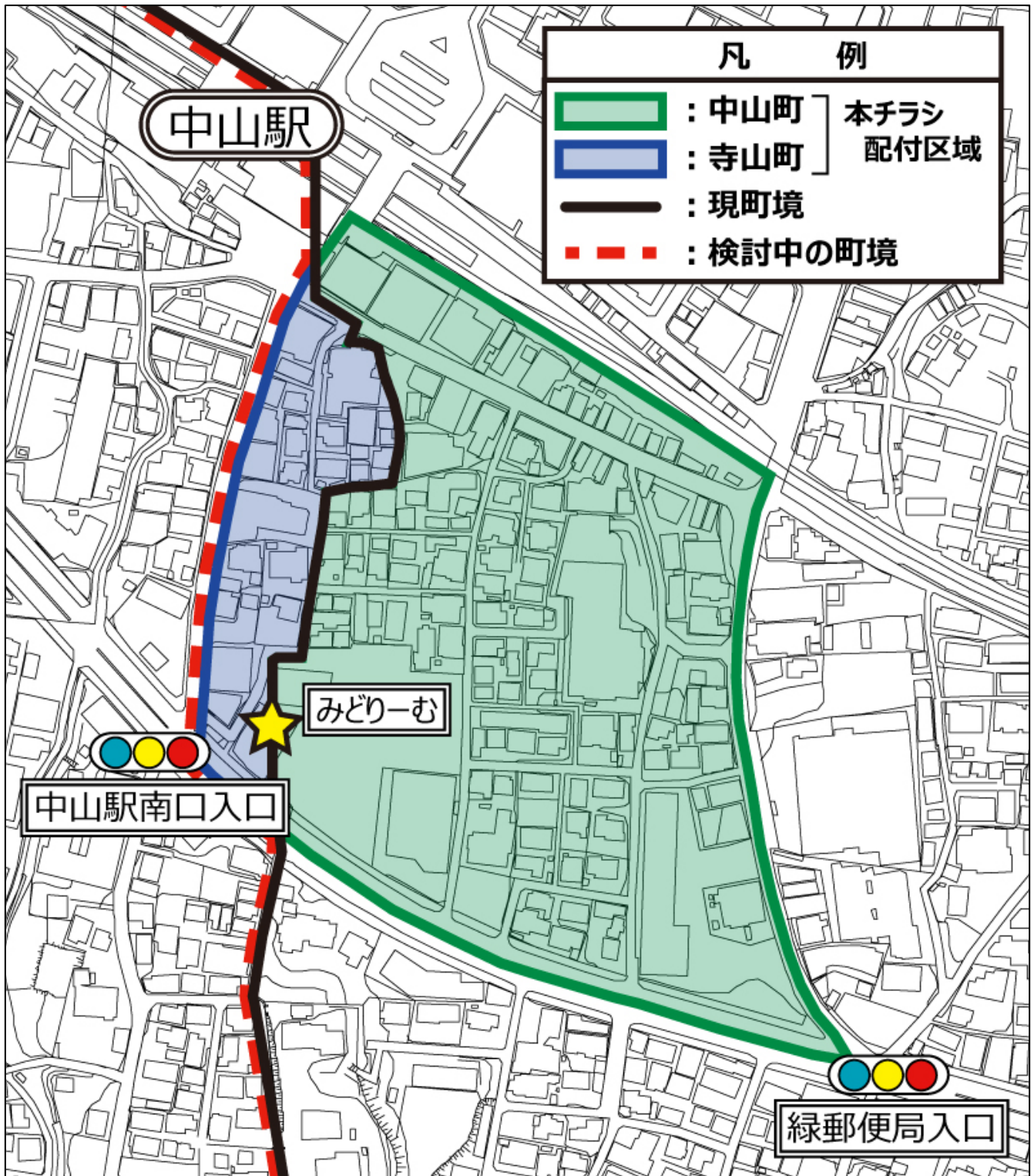
電話：930-2217

FAX：930-2209

Eメール：md-kikaku@city.yokohama.jp

裏面あり

町境変更案図



- 中山町の一部(緑色)と寺山町の一部(青色)の地域にお住まいの方に、説明会のご案内チラシをお配りしています。
- 黒線は現在の町境です。
- 赤破線が現在検討中の町境です。

緑区中山町住居表示実施に伴う 町境変更案に関する意見募集について

緑区中山町地区では、平成30年、31年での実施を目指し、**住居表示実施の検討**を行っています。

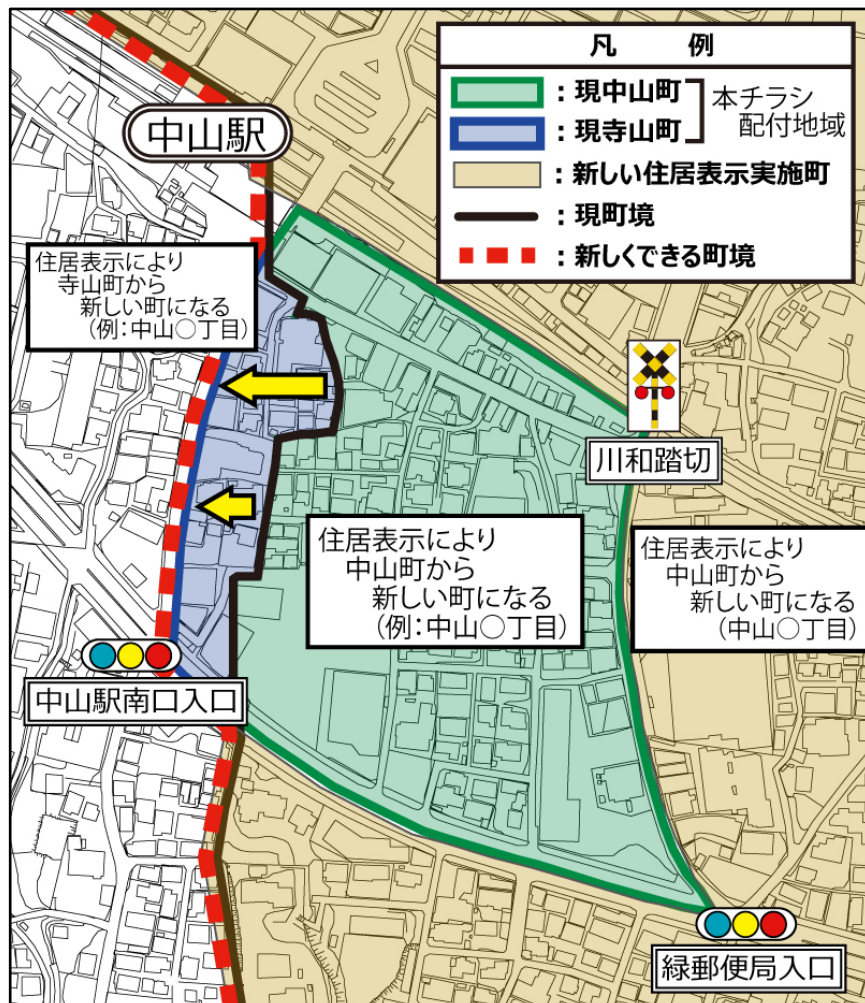
皆様がお住まいの区域（裏面参照）については、中山町と寺山町の境界が分かりにくいこともあり、今回の住居表示実施を契機に、町境の変更を検討しています。

つきましては、本チラシの内容をお読みいただき、ご意見をお寄せください。

横浜市の町境変更案

現在、分かりにくい箇所にある町境を、中山駅南口のロータリーと中山駅南口入口交差点を結ぶバス通りに変更します。

その際、寺山町の一部(青色)の町名を新しい町名に変更し、住居表示による住所の変更が行われます。



なぜ変更するのか

現在の中山町は地番が飛んだり欠番があるなど、住所が分かりにくくなっています。その状況を解消するため、建物の並び順に番号を付ける住居表示により住所の整理を行うことを予定しています。

それに伴って、町の形も道路・鉄道・河川等の見て分かりやすいものに沿って整え番号を付ける必要があります。

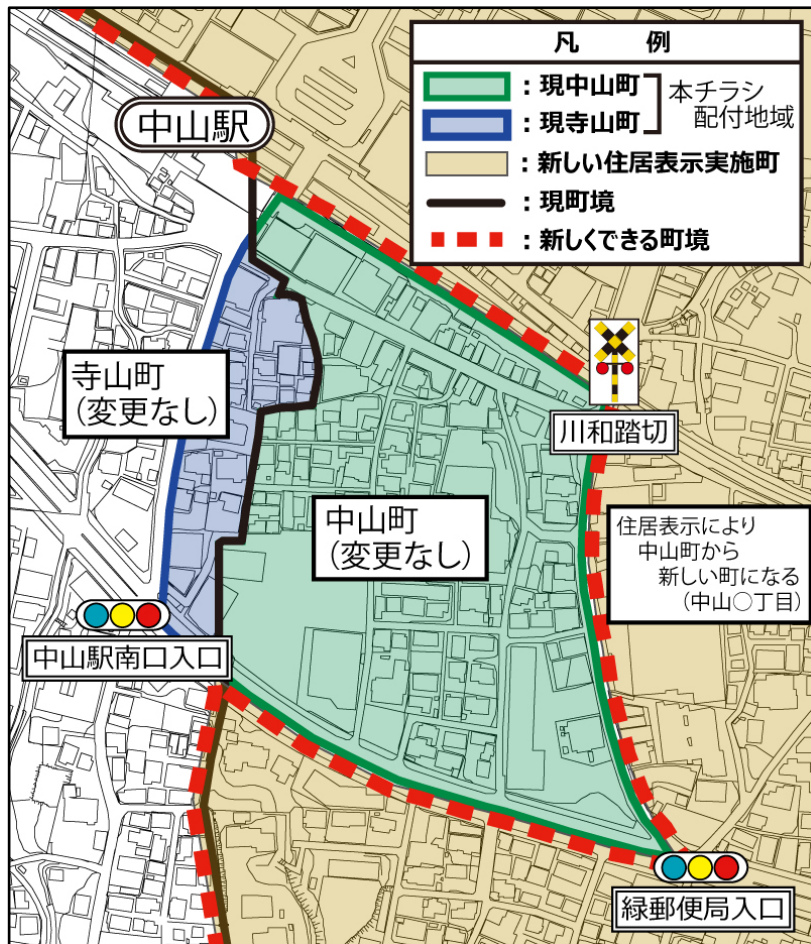
このような理由から、該当区域である中山町と寺山町の境界も、中山駅南口のロータリーと中山駅南口入口交差点を結ぶ道路(バス通り)に境界を変更し、分かりやすい街づくりを目指します。

変更しない場合

町境を変更しない場合は、下図の中山町の一部(緑色)の住居表示実施を保留し、「中山町」となります。

これは、新しい町と寺山町の境が分かりにくいままでは、地区に番号を振ることができないためです。

この場合、その東側の川和踏切と緑郵便局入口交差点を結ぶ道路で区切る必要があります。なお、寺山町の一部(青色)は寺山町として変更ありません。



皆様のご意見をお聴かせください

今回このチラシをお配りさせていただいた区域は、寺山町の中で住居表示を実施する可能性のある区域や、中山町の中で住居表示が実施されない可能性がある区域などです。

横浜市では、その区域にお住まいの方々のご意見をなるべく多くお聴きするため、この度ご意見を募集するものです。

次ページの要領に沿っていただき、ご意見をお聴かせください。
お手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。

尚、町境の変更検討の結論につきましては、平成 30 年 6 月頃、改めて皆様にお知らせいたします。

よくある質問

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		

意見書の提出方法

- 意見書に書いていただきたい内容
特に決まった様式はありませんが、下記内容をご記載下さい。
 1. 町境案に対するご意見
 2. お名前、ご住所、連絡先(電話番号やEメールアドレス)
※直接説明差し上げる必要がある際に利用させていただきます。本件以外の目的で利用することはございません。

- 締切り

平成 30 年 2 月 1 6 日 (金)

※郵送での提出は消印有効

※FAX・Eメールでの提出は発信日有効

- 提出方法

1. 郵送

下記宛先までご郵送ください。

※大変申し訳ありませんが、郵送費はご負担願います。

〒231-0017

横浜市中区港町 1 - 1

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

2. FAX

下記FAX番号までお送りください。

045-664-5295

3. Eメール

下記メールアドレスにお送りください。

sh-juukyo@city.yokohama.jp

4. 直接持込み

下記窓口にて受付しています。

- ・市役所：市民局窓口サービス課 住居表示担当
⇒ 横浜市中区港町 2 - 6 横浜関内ビル 4 階
- ・区役所：緑区役所区政推進課
⇒ 緑区寺山町 118 緑区役所 4 階

【お問合せ先】

- 横浜市市民局窓口サービス課

担当者：関（せき）、藤（ふじ）

電話：671-2320

FAX：664-5295

Eメール：sh-juukyo@city.yokohama.jp

- 緑区役所区政推進課

担当者：山下、源馬（げんま）

電話：930-2217

FAX：930-2209

Eメール：md-kikaku@city.yokohama.jp

